銀座御用留

十三

842
20
26

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

842
三20
26

銀座御用留

天保十五甲辰年十月

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

渡り方ニ而ハ細ゆ

根岸信輔氏寄贈

昭和九・寄贈・大一・日

一

焼壹分銀又子又百拾又毎壹分

焼壹朱銀百拾七毎壹分壹朱

焼古武朱銀武朱

焼新武朱銀三分

焼新文字銀百七拾三匁

焼保字銀百武拾月

吹抜壬銀八貫七百九拾四匁

是ハ西小納戸ゟ引渡ニ相成ハ見ニ入

九月　日

銀座ゟ上納

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

大黒屋光太夫 一件

右之通銀座ゟ銀吹練
[illegible]
[illegible]

九月十五日

銀座御用掛
大黒屋光太夫
磯谷伝次郎
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

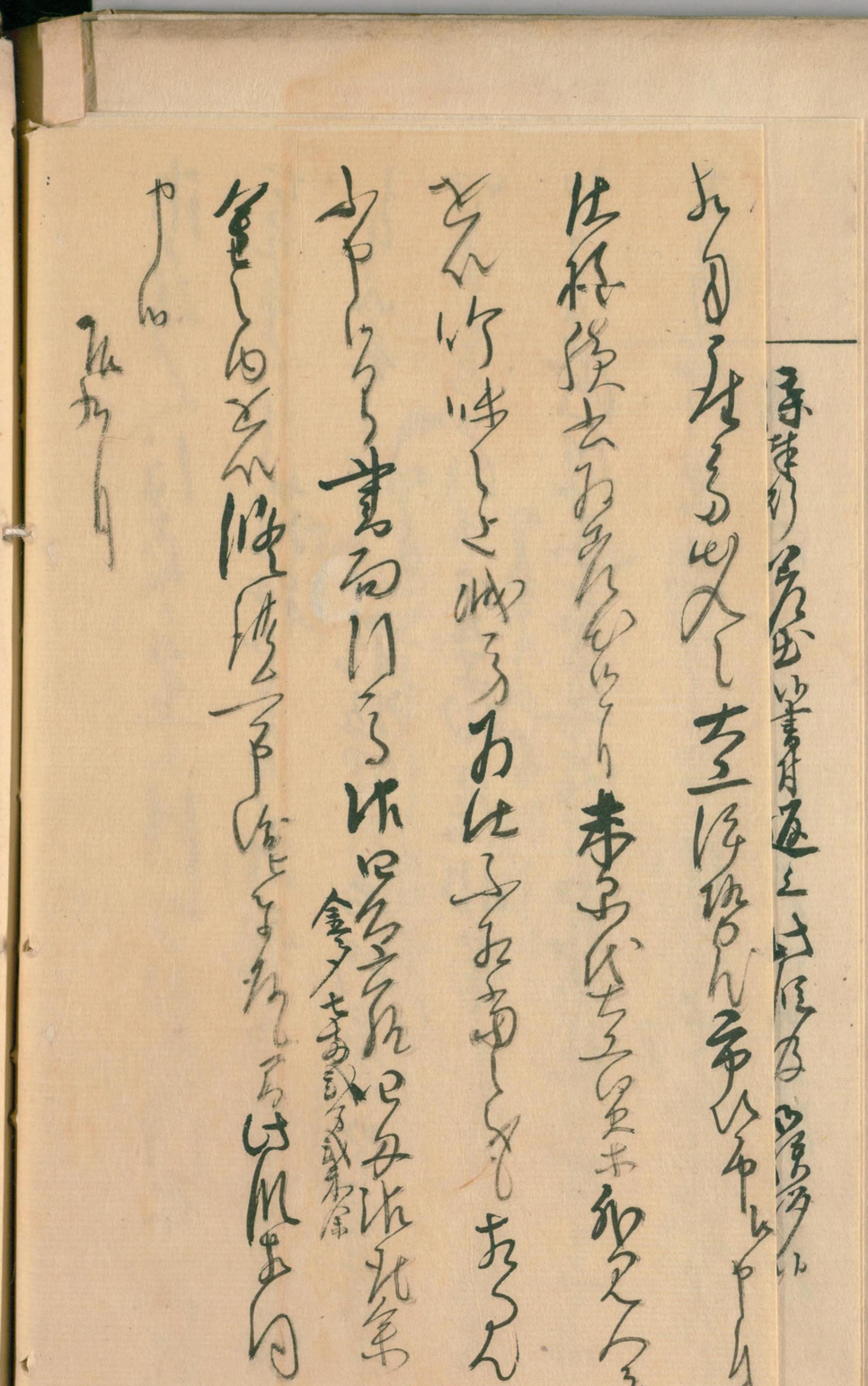

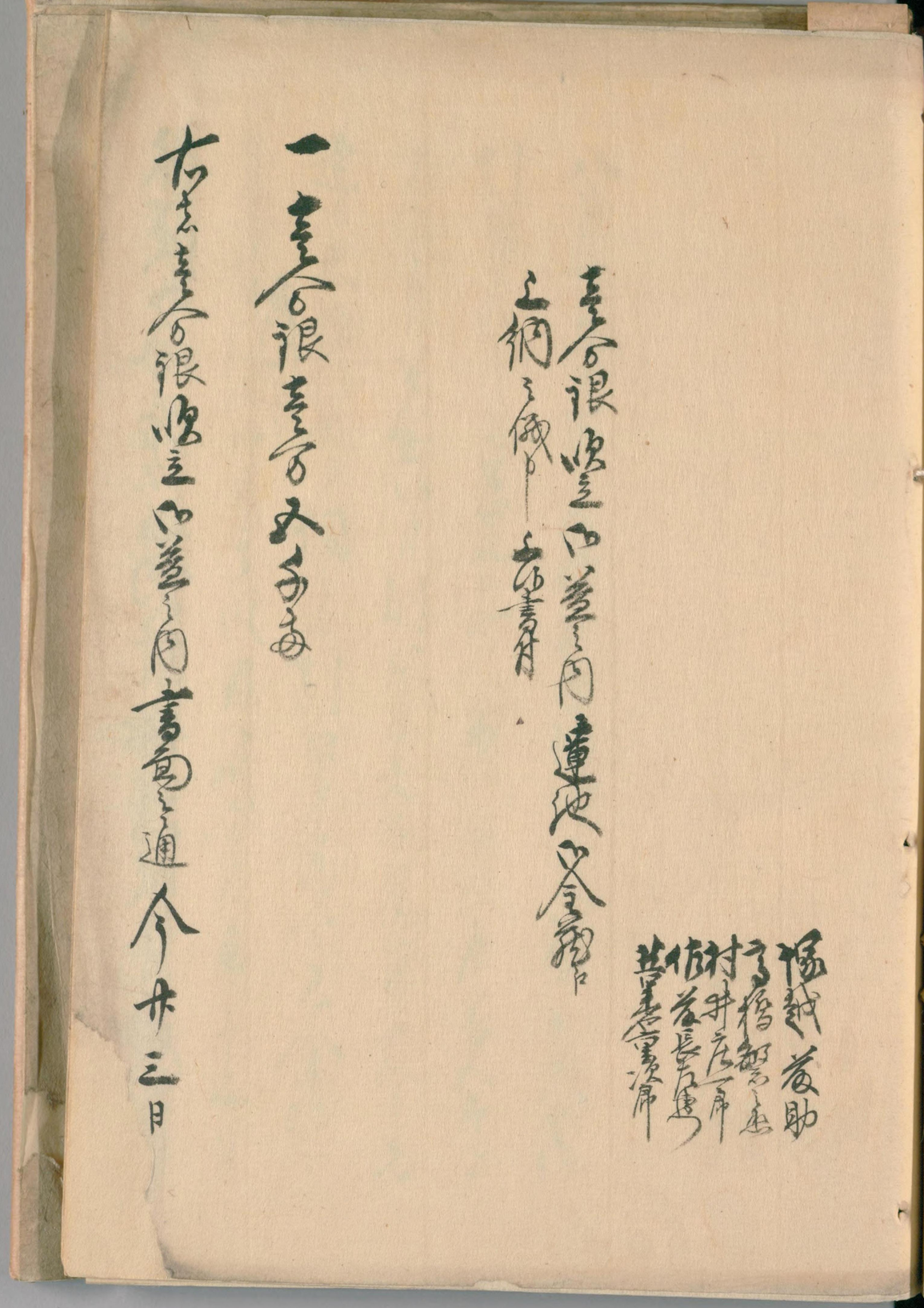

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

右何候ニ付右之ニ而合ニ遠国ニ追之罪之分
是追之通引留ニ而之ニ共十日許ニ願リ武州ニ
而文平ニ而ニ相存ニ而引留之候ニ是追之通ニ
法ニ之ニ仕ニ相申進ニ相ニ而ニ候ニ大ニ報ニ而
而意如此ニ而差ニ也

九月　日

関　保蔵
立田岩太郎
佐ニ木循輔
松平四郎

久須美佐渡ニ相
水野若狭ニ相
法花宗
稲田紀京

天保十六辰年九月廿日

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

右何俵之月右之次合之遠国之追之罷之分
是追之通引智学之物共十日降工預り武州学之

古今銀引智学之嶺之俵之月 右同 書月

[illegible]

古今銀之俵之文政十三年三月分 古義米銀之同十二丑年
三月分 [illegible] 天保六未年十月分 文政度之文字今銀

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

右何仮ニ付右之ニ合ニ遠ニ出ニ追ニ罷ニ候
是迄之通引留ニ而ニ共十年ニ頃リ武ニ付ニ
草字武当判武来限ニ来限ニ同十三寅年八月ニ通用何正ニ
偽ニ付ニ引留ニ而ニ候ニ付ニ引留ニ而ニ候ニ十月迄
此ニ金ニ付ニ去卯年十月ニ而解ニ候ニ究ニ期月ニ也ニ取ニ
五両ニ此ニ下ニ札ニ通ニ今ニ引留ニ而ニ候ニ当ニ六月
御来丸ニ発ニ上ニ付ニ右引留ニ而ニ蒙ニ御ニ合ニ積ニ何ニ之
夫ニ申ニ迄ニ仮ニ追ニ引留ニ而ニ仮ニ也ニ候ニ
寺引留ニ而ニ仮ニ迄ニ通ニ此ニ度ニ御ニ来ニ年ニ月ニ
限リ引留ニ而ニ此ニ仮ニ而解ニ候ニ仮ニ出ニ方ニ

十五

而ニ庄ニ依ニ別紙ニ而解ニ候ニ此ニ事ニ何ニ
空

戸九月

一 古文字令三百四拾四万六千八十四匁
但 元ニ有ニ千七百四拾三万武千百武拾四匁人ニ割合
一 古字武当判拾八万六千八百武拾三匁武分
但 元ニ有ニ武百九拾八万四千九百四拾四匁ニ割合

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

右何候之月右之心合之遠国之追之罷之分
[illegible]
達之和解以通[illegible]油[illegible]引習[illegible]遠国
末之之者追和[illegible]以[illegible]国之[illegible]即料之
我[illegible]和順之順之地[illegible]入[illegible]
右之通丁[illegible]和解
十月

右今銀引習之以解之後之月右同[illegible]書月
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右今銀之後文政十三年三月分右或来銀之同十二年
三月分[illegible]字或当判之大保六年十月分通用[illegible]止

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

右何 [illegible] 遠国 [illegible] 追 [illegible]

[illegible]

辰 有月十八日 延年寿

一 古文 [illegible] 拾六万八千六百 拾七貫九百

右何 [illegible]

一 新文 [illegible] 拾八万九千六百 [illegible]

辰 有月 [illegible] 延年寿

一 古 [illegible] 拾六万九千六百 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

右何仮之月十日之内会者遠国者追之罷之事

一同十五歳米沽我米
廿代り永百拾六文我ゟ不足

一同新米沽二十万
廿代り我万　永廿百拾文不足

一同新文家沽百十拾二万
廿代り百十拾同八ゟ九里

一同伝家沽百我拾同
廿代り百拾十六万

鐃沽洞吏り我拾七歳三百五拾同
同拾我歳四百十拾三万　金座ゟ拾四万

一上沽八歳百八拾九万
十六ゟ九里
内上沽大歳四百十拾我歳
八ゟ三里
金座ゟ拾四万

廿代り三百五拾四歳三万
永百拾四文九ゟ

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

右何仮之月右之以合之遠国之追之罷之分

一 饒保家沽壱貫百弐拾目
廿代沽壱貫口拾壱分十六分

二 代令弐百口拾枚弐束
永弐拾五文
代沽壱貫口拾壱分十六分

右之通百弐拾下之之
后八月
銀座

一 饒壱分沽百弐枚弐分
廿代令九拾七枚壱分弐束

一 饒壱束沽壱束
廿代永六拾弐文五分

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

右何俊之月右之以合之遠国之遅之罷之分

一 鐃壱分沽拾壱匁
廿代令拾匁壱分四匁
永七拾四文

一 鐃流壱分沽百七拾五匁
廿代令七匁四分
永八拾三文三分二厘

一 鐃流沽四拾五匁
廿代令壱匁
永八拾三文三分二厘

一 鐃保寧中国沽四百四拾五匁
廿代沽四百九匁四分五厘

一 代令百拾七匁四分
永五拾四文壱分七厘
代沽四百九匁四分五厘

鐃流丁沽拾六匁五百五拾目請取分

一 五百目
一 吹紅拾三百目

五拾目吹紅拾
此分沽重壱之
此分沽重壱之

右之通日[illegible]

居八月

銀座

通用銀之儀慶長元祿寶永正德年中ニ進ニ以順之為之
以處元文元辰年右古銀之儀直為之順和二酉年
右元文銀同位之儀文永銀以順之為之安永元辰年九月
金代リ南鐐武來銀順之也 仕出 宣政十二申年武來銀順
贈 仕出順之為之 壬辰文政二卯年十二月[illegible]
同之儀同三辰年 五月[illegible] 古文字銀順之也 仕出勘定年行
同所保役以勘定組[illegible]人 同格[illegible]人 吟味方[illegible]役[illegible]人 勘定
七人 右之用附物 白衣[illegible] 相勤 以[illegible]也 仕[illegible]

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

右之通去之寅七月迄此下記之處請向又用節
減方法　伊豆御月六間中之上右之通相減中

野村持之丞外無之
平津順物　時服三

野村持之丞外無之
平津順物

三七
7

右之通去之寅七月迄此下記之處請向又用節
減方法　伊豆御月六間中之上右之通相減中

野村持之丞外無之
平津順物　時服三

野村持之丞外無之
平津順物

右

御正月廿二日
居口月廿九日迄

(キ)一　壹分沽口[illegible]方数　京都為金

御正月十四日
同十二月十日迄

(キ)一　同　百九分九厘数　大阪為金

子九[illegible]
三[illegible]六[illegible]七拾

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

天保十五辰年八月 日

何役
何之進 印

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

右焼金金銀座ニ[illegible]
[illegible]

八月

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
辰八月

[illegible]

一

焼[illegible]分銀[illegible]百拾[illegible]
焼[illegible]銀百拾七[illegible]
焼古武朱銀武朱
焼新武朱銀三分
焼新文字銀百七拾[illegible]
焼保字銀百武拾[illegible]
吹[illegible]銀

九月　日
銀座[illegible]

是ニ[illegible]小納戸[illegible]引渡[illegible]焼通用金

842
新20
26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

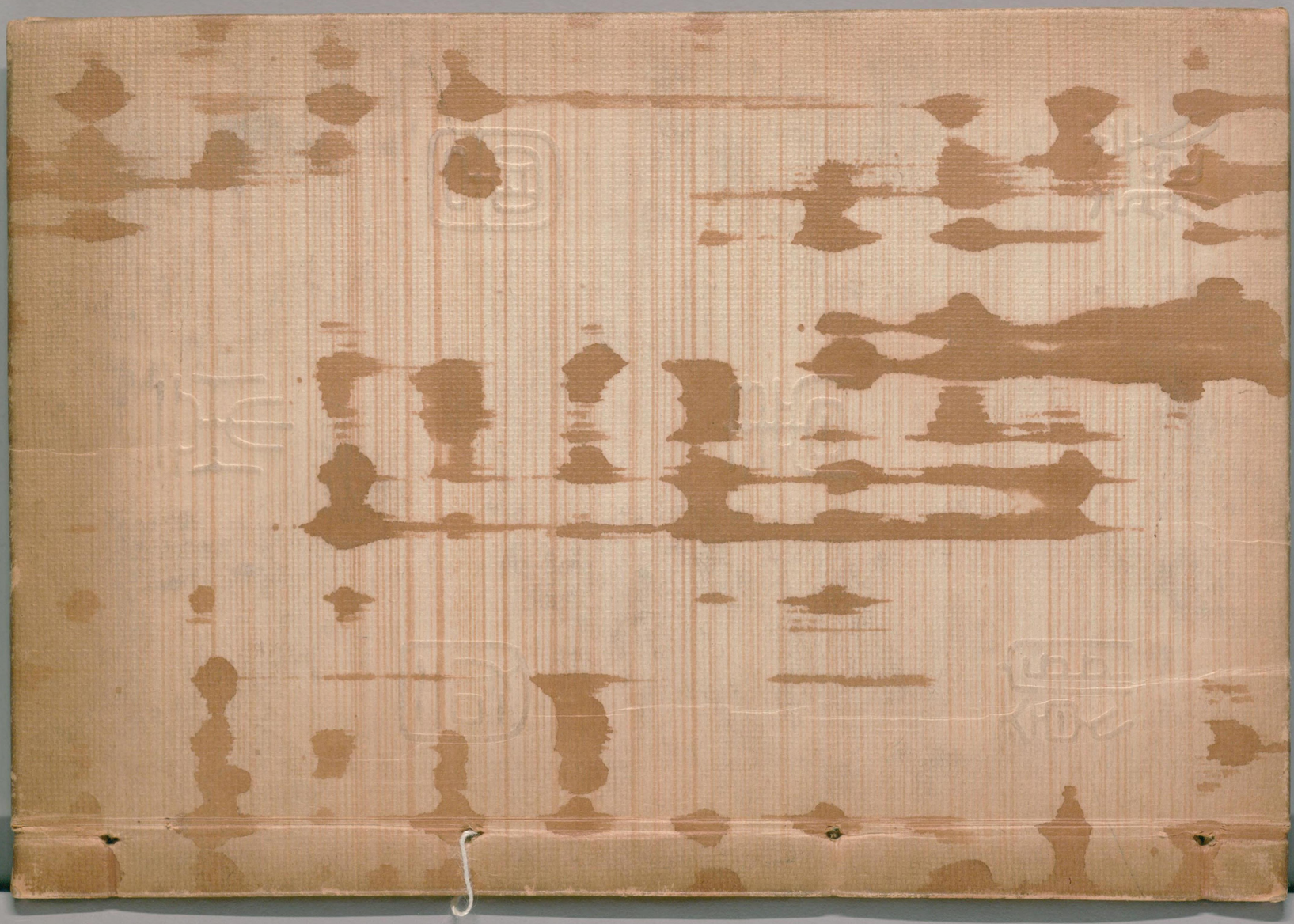

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26